

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		保険会社等の異常危険準備金（農業協同組合連合会）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税）
		② 上記以外の税目	—
3	内容		《制度の概要》 (1)火災共済 共済事業を行う農業協同組合連合会（以下「農協連合会」という。）が、火災共済等の異常災害損失の補填に充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の2%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能。 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の35%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。） (2)建物更生共済 地震等による損失を補償する建物更生共済については、農協連合会が、建物更生共済の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の9%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能。 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の75%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。） （異常災害損失（共済種類ごとに、支払共済金の総額が正味収入共済掛金の総額の50%を超える場合における当該超過額に対応する損失）が生じた場合には、当該損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入） 《関係条項》 租税特別措置法第57条の5、租税特別措置法施行令33条の2
4	担当部局		農林水産省経営局協同組織課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和7年5月～8月 分析対象期間：令和2年～令和6年
6	創設年度及び改正経緯		(1)火災共済 ・制度創設：昭和32年度 ・無税積立率の変遷 昭和32年度：7%、昭和51年度：6%、昭和53年度：5%、

			昭和 54 年度:4.5%、昭和 55 年度:3.5%、昭和 57 年度:3%、昭和 59 年度:2% ・洗替保証率の変遷 昭和 49 年度:50%、昭和 51 年度:47%、昭和 52 年度:44%、昭和 53 年度:41%、昭和 54 年度:38%、昭和 55 年度:35% (2)建物更生共済 ・制度創設:昭和 37 年度 ・無税積立率の変遷 昭和 37 年度:7%、昭和 40 年度:15%、昭和 53 年度:13.5%、昭和 55 年度:11%、昭和 57 年度:9.5%、昭和 59 年度:9% ・洗替保証率の変遷 昭和 49 年度:75%、昭和 53 年度:73.5%、昭和 54 年度:72%、昭和 55 年度:75%
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農協連合会の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払を円滑にし、災害時における農家等の住宅再建等を円滑に行うこと。 《政策目的の根拠》 農協連合会は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならないこととされている。(農業協同組合法第 11 条の 32 等)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	〈大目標〉 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〈中目標〉 I－1 我が国の食料供給 〈政策分野〉 ②食料自給力の確保
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	農協連合会が、巨大災害発生時においても、共済金の支払を円滑かつ確実に行うことができるよう、異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保する。 達成目標に係る測定指標として、火災リスク、地震災害リスク、風水災害リスクに係る収入危険共済掛金の 1000 分の 50 を乗じて得た額か、正味収入共済掛金の一定率(火災共済にあつては2%、建物更生共済にあつては9%)に相当する額のいずれか大きい額以上を積み立てる(以下「法定積立水準」という。)
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	共済事業の性格上、予想を超える損害が発生する事態が考えられ、そうした異常災害損失へ備えることにより、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できるための体制を整備できる。
9	有効性	① 適用数	1 法人

等		※ 当該税制措置は、火災保険を扱う保険会社、火災共済を扱う生協等に対しても同様に措置されており、また、全国共済農業協同組合連合会は、農業協同組合と連帯して共済責任を負担している（共同事業）が、当該共済責任の負担部分については、全国共済農業協同組合連合会が100%を有しているため、偏り・僅少はない。 なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。																											
		【算定根拠】 別紙参照。																											
	② 適用額	単位：百万円 <table><tr><td>区分</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>55,736</td><td>55,138</td><td>54,692</td><td>54,367</td><td>54,369</td></tr></table> 【算定根拠】 別紙参照。	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	適用額	55,736	55,138	54,692	54,367	54,369															
	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																							
適用額	55,736	55,138	54,692	54,367	54,369																								
③ 減収額	単位：百万円 <table><tr><td>区分</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>16,405</td><td>16,228</td><td>16,098</td><td>16,002</td><td>16,002</td></tr></table> 【算定根拠】 別紙参照。	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	適用額	16,405	16,228	16,098	16,002	16,002																
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																								
適用額	16,405	16,228	16,098	16,002	16,002																								
④ 効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 (1)火災共済 火災共済について、毎年度、法定の積立限度額まで異常危険準備金が確保されており、予想を超える損害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財務基盤が確保されている。 異常危険準備金積立残高 単位：億円 <table><tr><td>区分</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>無税分</td><td>35</td><td>30</td><td>30</td><td>10</td><td>9</td></tr><tr><td>有税分</td><td>123</td><td>126</td><td>124</td><td>143</td><td>141</td></tr><tr><td>合計</td><td>158</td><td>156</td><td>154</td><td>153</td><td>150</td></tr></table> 出典：全国共済農業協同組合連合会（本評価書における共済事業を行う農業協同組合連合会。以下同様。）調べ 本措置により、毎年度、法定の積立限度額まで異常危険準備金が確保されており、予想を超える損害発生時において、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。 なお、洗替保証率(35%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。現行制度の35%は、最大規模の異常災害損失をカバーし得る水準であること					区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	無税分	35	30	30	10	9	有税分	123	126	124	143	141	合計	158	156	154	153	150
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																								
無税分	35	30	30	10	9																								
有税分	123	126	124	143	141																								
合計	158	156	154	153	150																								

等から、現時点において特段の支障は生じていないが、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。

(2) 建物更生共済

建物更生共済について、毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、巨大災害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財務基盤が確保されている。

異常危険準備金積立残高

単位：億円

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
無税分	5,469	5,449	5,433	5,418	5,413
有税分	13,980	14,268	14,533	15,132	15,512
合計	19,450	19,718	19,967	20,550	20,926

出典：全国共済農業協同組合連合会調べ

本措置により、毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、巨大災害発生時において、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。

洗替保証率については、建物更生共済が地震災害による損失を補償するものであることから75%とされている。当該水準は、これまで異常災害損失をカバーし得る水準であること等から、現時点において特段の支障は生じていないが、建物更生共済は、巨大地震災害等による損失を補償するものであることから、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。

また、火災共済及び建物更生共済とも、正味損害率※(50%)を超える損害を異常災害損失として取崩基準にしていることについては、令和4年3月の福島県沖地震の影響を強く受けた令和4年度については損害率が51%を超過しているものの、それ以外の年度では概ね50%を下回っており、妥当なものと考えられる。

※ 正味損害率＝正味支払共済金÷正味収入共済掛金

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

異常危険準備金の積立額について、全国共済農業協同組合連合会調べ。

《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置により、毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、巨大災害発生時において、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成29年の大阪府北部地震や令和6年の能登半島地震等、全国各地で大規模な地震が断続的に発生し、南海トラフ地震の発生確率も引き上げられる中、安定的に異常危険準備金の積立てを行うためには、本措置の継続が必要である。

			《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 9①に記載のとおり、全国共済農業協同組合連合会は、農業協同組合と連帯して共済責任を負担している(共同事業)が、当該共済責任の負担部分については、全国共済農業協同組合連合会が100%を有しているため、本措置の適用法人数は1である。
		⑤ 税収減を是認する理由等	減収額は、令和6年度で16,002百万円であるが、本措置により、農協連合会の異常危険準備金は、毎年度、法定積立水準が積み立てられ、巨大災害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財務基盤が確保されている(東日本大震災では、異常危険準備金2,648億円の取崩しにより、約9千億円の共済金が円滑かつ確実に支払われている。) なお、本措置は、異常災害の発生や10年経過時の洗い替えにより取り崩しが行われた場合に益金算入されるものであり、課税の繰延効果があるに過ぎないことを踏まえれば、無税積立による一時的な税収減は是認されるべきものと考えられる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	法定積立水準の異常危険準備金の積立てを通じて、予想を超える損害が発生した場合にも、農協連合会が共済金の支払を円滑かつ確実に行うようにすることに寄与するものであり、将来にわたって安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	異常危険準備金については、農業協同組合法等に基づき各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、巨大災害発生時に共済金の支払を円滑かつ確実に行うためには、より積極的な積立てを行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	全国各地で生じうる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払に資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは相当である。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月(農水06)

[租法：法人税及び地方税：保険会社等の異常危険準備金の積立てに係る特例]

保険会社等の異常危険準備金（国税） 〃（地方税）	令和 6 年度減収額
	1 2, 3 1 3 百万円 3, 6 8 8 百万円

（根拠条項：租税特別措置法 57 条の 5）

1. 減収額等の積算

農業協同組合連合会

下表のとおり

2. 適用実績及び適用見込み

（金額単位：百万円）

区 分		令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度 (実績)	令和 5 年度 (実績)	令和 6 年度 (実績)
対象者数(千世帯)		4,454	4,306	4,206	4,104	3,985
適用法人数		1	1	1	1	1
準備金積立額（a）		79,723	55,964	55,413	76,370	54,505
差引積立限度超過額 （b）		23,987	825	720	22,002	136
損金算入額（a－b）		55,736	55,138	54,692	54,367	54,369
減収額 (国税)	法人税	10,589	10,476	10,391	10,329	10,330
	地方法人税	1,090	1,079	1,070	1,063	1,064
	特別法人事業税	942	932	924	919	919
	計	12,622	12,487	12,386	12,312	12,313
減収額 (地方税)	法人住民税	1,051	1,039	1,031	1,025	1,024
	法人事業税	2,731	2,701	2,679	2,664	2,664
	計	3,782	3,741	3,711	3,689	3,688

- 注) 1. 全国共済農業協同組合連合会の決算データである。
2. 準備金積立額、損金算入額は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。
3. 対象者数は建物更生共済の契約世帯数。適用法人数は全国共済農業協同組合連合会 1 団体（法人）。
4. 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。
5. 差引積立限度超過額の実績は、前掲法人税申告書別表の「差引積立限度超過額」より算出。
6. 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。
7. 法人税は「損金算入額×法人税率」より算出。税率は協同組合等に適用される 19%により算出。
8. 地方法人税は「法人税減収額×地方法人税率（10.3%）」により算出。
9. 特別法人事業税は「法人事業税減収額×特別法人事業税率」により算出。税率は特別法人に適用される 34.5%により算出。
10. 法人住民税は「法人税減収額×法人住民税率」により算出。税率は全国共済農業協同組合連合会に適用される税率（令和 6 年度 9.92%）により算出。
11. 法人事業税は「損金算入額×法人事業税率」により算出。税率は特別法人に適用される標準税率 4.9%により算出。

1. 減税額積算(令和6年度)

単位:百万円

・法人税……①

$$\text{減収額} = \frac{\text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人税率)}}{\text{①}} = 54,369 \times 19.0\%$$

・地方法人税……②

$$\text{減収額} = \frac{\text{(特例適用対象額)} \times \text{(地方法人税率)}}{\text{②}} = 10,330 \times 10.3\%$$

・特別法人事業税……③

$$\text{減収額} = \frac{\text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人特別事業税率)}}{\text{③}} = 2,664 \times 34.5\%$$

・法人住民税……④

$$\text{減収額} = \frac{\text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人住民税率)}}{\text{④}} = 10,330 \times 9.92\%$$

・法人事業税……⑤

$$\text{減収額} = \frac{\text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人事業税率)}}{\text{⑤}} = 54,369 \times 4.9\%$$

※1については、全国共済農業協同組合連合会決算データより算出

※2については、協同組合等に適用される法人税率

※3については、法人税減収額(①)

※4については、法人事業税減収額(⑤)

※5については、特別法人に適用される税率

※6については、全国共済農業協同組合連合会に適用される税率

※7については、特別法人に適用される税率

○減税額

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} = 16,002 \text{ 百万円}$$

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)
適用件数	1	1	1	1	1
減税額(単位:百万円)	16,405	16,228	16,098	16,002	16,002